

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

三沢基地航空祭

- ▶とき 9月13日(日)
午前9時～午後3時
- ▶ところ 三沢基地内
- 問航空自衛隊三沢基地 ☎③4121

野辺地町

のへじ ずっぱど・わっかど・産業祭り

- ▶とき 9月26日(土)午前10時～午後5時

- 9月27日(日)午前10時～午後4時
- ▶ところ 野辺地町中央公民館
・駐車場

問野辺地町商工会 ☎0175④2164

七戸町

第32回東北馬力七戸大会

- ▶とき 9月13日(日)午前8時～
- ▶ところ 青森県家畜市場構内
- 問七戸町愛馬会(青森県七戸畜産農業協同組合) ☎⑥2125



東北町

日の本中央まつり

- ▶とき 9月11日(金)～13日(日)
- ▶ところ 乙供駅周辺
- 問東北町商工観光課 ☎⑥4148

おがわら湖美味満載祭り

- ▶とき 9月27日(日)
- ▶ところ 小川原湖交流センター
「宝湖館」
- 問東北町商工観光課 ☎⑥4148

六ヶ所村

ふるさと新鮮朝市

- ▶とき 9月12日(土)午前7時～
9月26日(土)午前8時～
- ▶ところ 泊町内会事務所駐車場(12日)
スワニーイベント広場(26日)
- 問六ヶ所村商工会 ☎0175⑦2331



おいらせ町

おいらせ軽トラ市

- ▶とき 9月6日(日)午前8時～正午
- ▶ところ 百石本町商店街 中央町
- 問おいらせ軽トラ市実行委員会(おいらせ町商工会内) ☎0178⑥2511

を売主のままにしておく、売主が

Q) 登記の手続きをしなかった場合、どんなリスクがありますか。

をそのままにしておくことには、さまざまなリスクが伴います。

A) 登記の手続きをしなくても罰せられるわけではありませんが、後日のトラブルを防止するために、必ず登記すべきです。実態と異なる登記をそのままにしておくことには、さまざまなリスクが伴います。

Q) 登記の手続きは必ずしなければならぬのですか。

A) 不動産に関して大きな変化があった場合です。例えば、土地や建物を購入したり、贈与したり、相続したりしたときは、所有権が移ったことを登記します。あるいは、住宅ローンを支払い終えたときは、金融機関の担保(抵当権)が消えたことを登記します。

Q) 将来売る予定がない土地でも登記する必要がありますか。

A) 「売る予定がないから」と考えて登記をそのままにする例が見られますが、将来何があるかわかりません。事情が変わって、いざ売ろうと思ったときには、いったん正しい状態の登記にする必要があります。それまでの間に関係者が亡くなったりと、今よりも何倍もの手間とお金が掛かります。今1の労力でできることが将来10になってしまふ、それが登記をそのままにするこの一番のリスクと言えるでしょう。

Q) どんな場合に登記の手続きが必要になりますか。

A) 不動産に関して大きな変化があった場合です。例えば、土地や建物を購入したり、贈与したり、相続したりしたときは、所有権が移ったことを登記します。あるいは、住宅ローンを支払い終えたときは、金融機関の担保(抵当権)が消えたことを登記します。

Q) 登記の手続きをしなかった場合、どんなリスクがありますか。

A) 登記の手続きをしなくても罰せられるわけではありませんが、後日のトラブルを防止するために、必ず登記すべきです。実態と異なる登記をそのままにしておくことには、さまざまなリスクが伴います。

あなたの街の

法律相談



～第21回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**不動産登記制度**」についてです。

問まちづくり支援課 ☎⑤6777

別のA(仮にAさん)とします)に売ってしまう可能性もあります。その場合にAさんが先に登記してしまふと、Aさんから建物を取り返すのはまず不可能になってしまふ。代金を払ったのに自分の物にできないという事態が生じ得るのです。

また、相続があったのに登記をせずにそのままにしていると、子孫の代になると相続人が何十人となることがあります。そうなったときに売却しようとする、相続人全員に連絡を取って、実印と印鑑証明書を得なければならぬ事態になります。

Q) 将来売る予定がない土地でも登記する必要がありますか。

A) 「売る予定がないから」と考えて登記をそのままにする例が見られますが、将来何があるかわかりません。事情が変わって、いざ売ろうと思ったときには、いったん正しい状態の登記にする必要があります。それまでの間に関係者が亡くなったりと、今よりも何倍もの手間とお金が掛かります。今1の労力でできることが将来10になってしまふ、それが登記をそのままにするこの一番のリスクと言えるでしょう。

(文責・弁護士 十枝内 亘)

弁護士法人十枝内総合法律事務所

☎②4005